

# 流山市道の構造の技術的基準を定める条例（案）に係るパブリックコメント実施要領

## 1 目的

「流山市道の構造の技術的基準を定める条例（案）」について公表し、市民の皆様のご意見を募集するものです。

## 2 条例制定の背景

国と地方公共団体の関係を、国が地方に優越する上下の関係から、対等の立場へと根本的に転換することを目指す地域主権改革が進められています

その一環として、平成23年度に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）（第一次一括法）が公布され、道路法（昭和27年法律第180号）の一部が改正されました。

この法律の中で、参酌基準として、流山市が管理する市道の構造の技術的基準を定めることとされましたので、平成25年4月1日から流山市が条例で定めることになりました。

## 3 概要

### （1）構成

本条例の構成は、次のとおりの構成になっています。

- |                        |              |
|------------------------|--------------|
| イ 趣旨・定義                | （第1条から第2条）   |
| ロ 横断面の構成               | （第3条から第12条）  |
| ハ 線形及び視距               | （第13条から第25条） |
| ニ 平面交差、立体交差、<br>鉄道との交差 | （第26条から第38条） |
| ホ 自転車専用道路・<br>歩行者専用道路  | （第39条から第40条） |

## 4 条例制定に係る考え方

これまで市が実施する道路の新設及び改築の道路構造の一般的技術的基準は、現行の道路法で定める基準どおりでした。

地域主権改革の一環として、道路法及び道路構造令の基準を地域の実情に応じた「道路構造の一般的技術的基準」の設定を可能としました。

ただし、道路法及び道路構造令（政令）は条例を制定する際の

「参酌すべき基準」とされましたので、本市では、政令の基準により委任対象外のものや本市の実態に該当しない基準を除外して、政令を参酌して条例で定めています。

(例：第1種、第2種道路等は、除外。)

## 5 意見を募る対象

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に在する学校に在学する者

## 6 意見募集期間

平成24年11月21日(水)～平成24年12月20日(木)  
郵送の場合は、平成24年12月20日(木) 必着

## 7 公表方法及び閲覧場所

流山市ホームページに掲載します。また、道路建設課、情報公開コーナー、各出張所、各公民館、生涯学習センター(市民活動推進センター)の窓口でも閲覧することができます。

## 8 ご意見等の提出方法

自由様式又は別紙様式(ホームページからダウンロードができます。)に名称、住所、氏名、電話番号を明記の上、郵便、FAX、電子メールによる提出、または担当課へ直接ご持参ください。お寄せ頂きましたご意見は、これに対する流山市の考え方とともに、整理した上で公表いたします。

なお、個別の回答はいたしませんのでご了承ください。

## 9 問い合わせ及び提出先

〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1

流山市役所 土木部 道路建設課

電話番号 04(7150)6094(直通)

FAX 04(7150)2862

メールアドレス：[dourokensetsu@city.nagareyama.chiba.jp](mailto:dourokensetsu@city.nagareyama.chiba.jp)